

医療費助成制度のお知らせ

町では、下記の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには、申請が必要です。母子家庭等医療費助成、父子家庭医療費助成、重度障害者（児）医療費助成については、所得制限があります。

助成制度	対象となる方（家庭）
母子家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している家庭 夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの方 ただし、母子家庭の母として20歳未満の児童を養育していたことがある方（75歳未満）
父子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 妻と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している家庭
重度障害者（児）医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 療育手帳の交付を受けた方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 出生から18歳までのお子様

〈医療費受給者証の更新〉

母子家庭等、父子家庭、重度障害者（児）の医療費受給者証の有効期限は、7月31日（火）です。**8月診療分以降も助成を受けるためには、申請が必要です。**対象者には、申請書を送付いたしますので、更新手続きをしてください。子ども医療費の助成については、更新手続きは不要です。

- **受付期限** 8月3日（金）まで 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）
※7月27日（金）、8月3日（金）は午後7時まで受け付けます。
- **受付場所** 町民税務課または各総合事務所
- **提出物** 医療費受給資格認定申請書、健康保険証、印鑑、通帳、障害者手帳等
※本人および同一世帯の方で、平成30年1月1日現在南越前町に住所がなかった方は所得証明書が必要です。
- **問合せ** 町民税務課 ☎ 47-8015

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から新しい保険証に切り替わります。新しい保険証は、「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月末までに郵送されます。

- ◎保険証は一人に1枚発行されます。
- ◎8月1日を過ぎてても保険証が届かない場合は、町民税務課までお問合せください。

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	11111111
氏名	広域 太郎
一部負担金割合	1割
有効期限	平成31年 7月31日
交付年月日	平成30年 8月 1日

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成31年 7月31日
被保険者番号	11111111
住所	福井市西開発4丁目202番1
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	1割
生年月日	昭和7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成30年 8月 1日
交付年月日	平成30年 8月 1日
保険者番号	339118210119
保険者名	福井県後期高齢者医療広域連合

◀平成30年8月1日からの保険証（桃色）

有効期限が、平成31年7月31日となります。現役並み所得者の方（およびその方と同世帯の被保険者の方）の一部負担金は「3割」となります。

- **問合せ** 町民税務課 ☎ 47-8015

高齢者訪問歯科健診のご案内

ご自宅まで歯科医師と歯科衛生士等が歯科健診と入れ歯やお口周りの相談等にお伺いします。下記の対象者の方で訪問歯科健診を希望される方は、ケアマネージャに連絡・相談の上、福井県後期高齢者医療広域連合まで申請してください。

- **対象** 要介護3以上で、ご自宅にお住いの後期高齢者医療保険加入の被保険者の方
- **費用** 無料（治療を受けられる場合は、有料となります。）

- **問合せ** 福井県後期高齢者医療広域連合
TEL 0776-54-6330